

京都市山ノ内浄水場跡地における 〇〇〇〇〇〇の設置運営に関する基本協定書（案）

京都市（以下「甲」という。）、京都市上下水道局（以下「乙」という。）及び〇〇〇〇（以下「丙」という。）は、丙が添付の事業の計画書（以下「事業計画書」という。）に定める事業計画（以下「事業計画」という。）に基づき、山ノ内浄水場跡地で設置運営する建物及びそれ以外の構造物並びに緑地（以下「施設」という。）について、下記事項のとおり確認し、協定を締結する。

この協定を証するため、本書〇通を作成し、記名押印のうえ、甲乙丙各自1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
京都市
代表者 京都市長

〇 〇 〇 〇 印

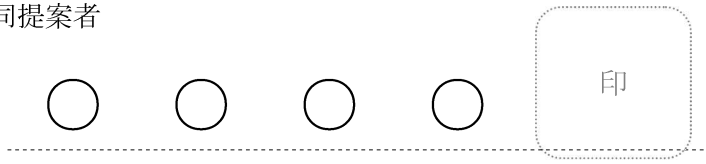
乙 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
京都市
代表者 京都市公営企業管理者上下水道局長

〇 〇 〇 〇 印

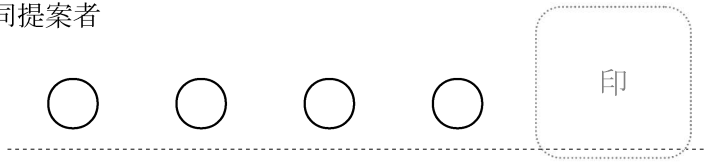
丙 代表事業者

〇 〇 〇 〇 印

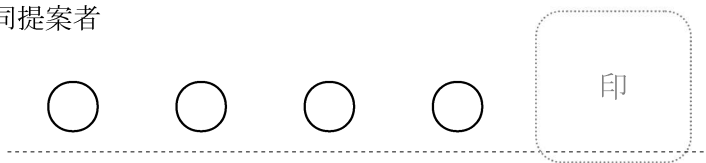
共同提案者



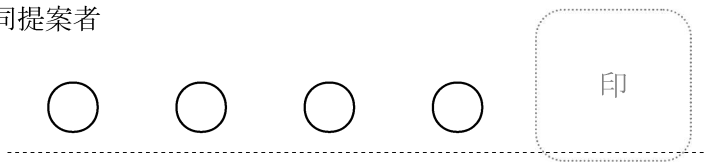
共同提案者



共同提案者



共同提案者



(目的)

第1条 本協定は、京都市山ノ内浄水場跡地活用方針（以下「活用方針」という。）に基づき、甲、乙及び丙が相互に協力することで、山ノ内浄水場跡地のうち事業計画書に示す事業区域（以下「北側用地」という。）での丙の施設設置運営の円滑化を図り、以って、御池通から南側の用地に立地する京都学園大学とともに、市の西部地域はもとより市全体の活性化に貢献することを目的とする。

(協定期間)

第2条 本協定の協定期間は、協定の締結日から、平成〇〇年〇〇月〇〇日までとする。

(信義誠実の原則)

第3条 甲、乙及び丙は、信義を重んじ誠実に本協定を遵守しなければならない。

(施設の設置運営等)

第4条 丙は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から事業を開始するよう努め、その後は地域とともに発展するよう、その責任において施設を設置運営する。

2 甲及び乙は、施設の設置運営について丙と協力し、円滑に行われるよう努めるものとする。

(〇〇の設置)

第5条 丙は、前条に規定する事業の開始時から、事業計画に定める〇〇及び〇〇等の施設や機能を設置する。

(事業計画の履行)

第6条 丙は、活用方針を尊重するとともに、法令を遵守し、周辺住民の理解を得るよう努め、事業計画に基づき、自らの負担と責任において、円滑かつ誠実に事業を実施する。

(基本協定等の変更)

第7条 甲、乙及び丙は、事業計画の変更その他施設の設置運営について、特別な事情が生じたときは、相手方と協議のうえ、本協定の規定を変更することができる。

2 甲は、活用方針及び審査講評に基づき、丙に事業計画の修正協議を求めることができる。丙は、甲の求めに応じ、甲と真摯に協議し、その実現に努めるものとする。

3 丙は、関係機関や地元との協議あるいは事業実施上の理由等から事業計画を修正する

必要が生じた場合は、甲及び乙とその修正内容について協議し、了承を得るものとする。
ただし、甲が軽微な修正と判断した時は、甲及び乙への報告をもって協議に代えるものとする。

(土地建物の売却[賃貸])

第8条 乙は、丙に対し、北側用地を、別途締結する保有財産売買契約（定期借地権設定契約）に基づき、有償で譲渡する（有償で貸し付ける）。

(既存施設の譲渡)

第9条 乙は、前条に規定する契約の締結時点で北側用地に存する建物及びそれ以外の構造物のうち乙が解体撤去する〇〇〇〇以外のもの（以下、「既存施設」という。）を別途締結する譲渡契約に基づき、丙に無償譲渡する。

2 前項の契約は、前条に規定する契約の締結と同時に締結する。

(既存施設の解体撤去)

第10条 乙及び丙は、前条第1項の規定により譲渡される既存施設の解体撤去の範囲及び方法並びに解体撤去に要する期間、費用及びその支払方法について協議を行い、合意した内容について別途覚書を締結する。

2 前項の覚書は、第8条に規定する契約の締結と同時に締結する。

3 丙は、第1項の覚書に基づき、既存施設を解体撤去し、乙は、その費用を負担する。

(地域防災への協力)

第11条 甲及び丙は、市民や施設利用者等の安心安全な生活を確保するため、災害時の協力体制や丙による地域防災の取組について協議し、その内容について別途協定を締結する。

(にぎわいの創出)

第12条 丙は、周辺地域はもとより、市全体の活性化に資するよう施設を活用し、多様な人が気軽に集まり、交流できる取組を実施するとともに、市民に開放されたオープンスペースや緑地、文化・商業機能など複合的な機能を設置することで、更なるにぎわいの創出に努めるものとする。

(地区計画の変更)

第13条 丙は、北側用地に係る太秦安井山ノ内地区地区計画の変更について、甲及び乙と協力し、円滑に実施されるよう努めるものとする。

2 丙は、前項の変更が、平成〇〇年〇〇月〇〇日までに行われなかったときは、本協定を破棄することができる。

3 前項の規定により本協定が破棄された場合に生じた損害については、甲乙丙とも、相手方に請求できない。

(運営状況の報告)

第14条 丙は、次に掲げるもののほか、甲又は乙の求めに応じ、書面により、施設整備の進捗状況及び事業の運営状況に関し必要な報告を行う。ただし、第4条に規定する事業の開始時までは、1箇月に1度、甲に対して当該報告を行うこととする。

(1) 地元説明や縦覧等を行うとき

(2) 建築基準法第6条に基づく申請を行うとき

(3) 建築基準法第7条に基づく完了検査を受けるとき

(通知等)

第15条 本協定に定める請求、報告、了承、解除等は、書面により、本協定に記載された当事者の名称及び住所宛になされるものとする。

2 甲、乙及び丙は、その法人名称又は法人本部所在地を変更した場合は、変更内容を相手方に通知しなければならない。

3 甲、乙及び丙は、前項の通知を行わない場合、不到達をもって相手方に対抗できない。

(基本協定上の権利義務の移転の禁止)

第16条 甲、乙及び丙は、他の当事者の承諾なく本協定上の権利義務を、第三者に移転してはならない。

(義務の不履行等)

第17条 甲、乙及び丙は、相手方が本協定上の義務を履行しない場合、30日の期間を設けて当該義務の履行に係る催告を行うことができる。

2 前項による催告に従わず、なお当該義務が履行されないと認められる場合は、本協定を破棄することができる。

3 甲、乙及び丙は、前項の規定により本協定が破棄された場合は、相手方に違約金を請求することができる。この場合において、違約金を超える損害を受けたときは、その損害の賠償を相手方に請求できるものとする。ただし、第13条第3項に規定する場合はこの限りでない。

(準拠法)

第18条 本協定は、日本国の法令に準拠する。

(管轄裁判所)

第19条 本協定に係る訴訟は、京都地方裁判所をもって第一審の専属管轄裁判所とする。

(定めのない事項)

第20条 本協定に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、甲、乙及び丙が別途協議して定めることとする。